

令和8・9年度 物品購入等入札参加資格審査申請要領

令和8・9年度に那覇市が発注する物品の購入、売払い、製造等に係る競争入札に参加を希望する事業者においては、この要領に基づき物品購入等入札参加資格審査申請書を提出してください。

この申請は、物品の購入等に関するものであり、業務委託、広告業等の業種は対象外となります。

1. 前回（令和6・7年度）からの主な変更点

●申請方法が変更になりました。

次の①のウェブ手続後、②の書類郵送をもって申請となります。（①及び②必須）

ウェブ手続に先立ち、「那覇市オンライン申請システム」への利用者登録が必要となります。

① ウェブ手続：「那覇市オンライン申請システム」内の『物品購入等入札参加資格審査申請書類作成フォーム』への必要事項入力及び送信

② 書類郵送：「申請書及び提出書類」の郵送（※申請書は①のウェブ手続完了後、出力される「申請内容のPDF」ファイルを印刷したものを使用します。）

・提出書類のうち、「定款」の提出を不要としました。

・印刷設備明細書の様式を変更しました。（様式9）

●従来の「はがき」による申請書類の受付証明は、廃止しました。

「那覇市オンライン申請システム」内の『マイページ』で郵送の到達状況を確認できます。

（※審査結果については、本要領「7. 入札参加資格審査結果の通知と名簿の登載等」参照）

2. 入札参加資格の要件（※ 基準日は、令和7年11月1日とする。）

次の（1）～（6）までの要件を全て満たしていること。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （2） 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （3） 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有する者であること。
- （4） 基準日（令和7年11月1日）において引き続き2年以上同種の営業を営んでいる者であること。
- （5） 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （6） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3. 留意事項

- （1） 入札参加資格審査申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わず、又は資格の登録を取り消すことがあります。

ア 入札参加資格審査申請及びこれらの添付書類において虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。

イ 審査のための実態調査や不備書類の要求に応じないとき。

ウ 審査の過程又は審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

- （2） 申請は、1法人又は1個人につき1件に限ります。二重登録とならないように注意してください。

- （3） 業種は第3希望まで登録できます。申請書類受付期限後の業種及び業種希望順位の変更はできません。ただし、追加登録期間（令和8年11月頃申請受付予定）には登録業種変更申請を受付予定です。

- （4） ウェブ手続完了後に、入力内容の修正が必要な場合は、取下げ処理の後、改めてウェブ手続が必要です。なお、申請完了（ウェブ手続完了後の書類郵送）後に生じた、代表者や住所変更等については、変更届を提出してください。（「8. 申請書類提出後及び認定（名簿登載）後の変更届」参照）

- （5） 申請受付期間中にウェブ手続や書類郵送がされていても次に該当する場合には、書類不備等により申請未完了となり申請がなかったものとして取り扱うものとします。

ア 「①ウェブ手続」のみ行い、申請書類受付期限内に「②書類郵送」の到達がない場合

イ 書類不備について、指定した期日までに修正及び書類郵送がない場合

- （6） 次回（令和10・11年度）以降は、これまで実施していた登録更新手続についての郵送通知は廃止します。定期又は追加の申請受付予定のお知らせについては、各年度初めに本市ホームページに掲載しますので各自御確認ください。（「那覇市 物品購入等入札参加資格審査申請」でウェブ検索してください。）

4. 申請方法

申請に当たっては、①「那覇市オンライン申請システム」内の『物品購入等入札参加資格審査申請書類作成フォーム』への必要事項入力及び送信後に、②「申請書及び提出書類」の郵送の両方の手続が必要です。

- ① ウェブ手続開始日 : 令和7年10月20日（月）から
- ② 申請書類受付期限 : 令和7年11月28日（金）まで（※郵送必着）

ア 「那覇市オンライン申請システム」の操作は原則、24時間可能です。

イ 「申請書及び提出書類」は申請書類受付期限までに届くよう余裕をもって郵送してください。

ウ ①のウェブ手続のみを行い、上記申請書類受付期限までに②の書類到達がない場合には、申請未完了となり、申請がなかったものとして取り扱うものとします。

- ① ウェブ手続：「那覇市オンライン申請システム」内の『物品購入等入札参加資格審査申請書類作成フォーム』への必要事項入力及び送信

ア 事前準備（利用者登録及びウェブ手続アップロード用データ作成）※重要

● 利用者登録

- ・ ウェブ手続開始前に、使用するパソコンの動作環境の確認後、利用者情報を登録してください。

※ 過去に「那覇市オンライン申請システム」を利用し、ID・パスワードを保持している場合は、当該ID等で手続ができます。

なお、利用者登録に当たっては、メールアドレスが必要となります。ただし、一つのメールアドレスに、複数の利用者（事業者）を登録することはできません。

※ 行政書士が申請する場合には、行政書士事務所のID・パスワードで手続してください。

● ウェブ手続アップロード用データ作成

- ・ この要領の「6. 提出書類一覧」のうち、エクセル等で入力作成した様式6～10及び書類No.②～⑩を全て様式（書類No.）ごとにPDFファイルに変換又はスキャナ等をした上でアップロードの準備をしてください。

この場合、各PDFファイルの名称は「様式○（又は書類No.）」と設定してください。

※様式6～10及び書類No.②～⑩は、ウェブ手続アップロードのみ必要で、郵送は不要です。

イ 「那覇市オンライン申請システム」操作方法

次の手順で操作を行ってください。

- ① 登録済のIDとパスワードでログイン
- ② 「申請できる手続き一覧」の『事業者向け手続き』から「入札参加資格」とキーワード検索
- ③ 各入力フォームへの入力並びに書類（様式7～10及び書類No.②～⑩※全てPDFファイル）アップロード
- ④ 入力内容及び添付書類を確認後、送信
- ⑤ ウェブ手続完了後に作成された「申請内容のPDF」をダウンロード後、片面印刷にて紙出力する。

※ 「ウェブ手続の手引」参照。

※ 送信後に入力内容に誤りがあった等、修正が必要な場合には、送信済内容の取下げ処理をした上で、改めてウェブ手続をしてください。この場合、入力フォームの「申請内容を使用して新しく申請する」又は「過去申請を使用する」から操作を行うと、送信済の内容が反映されます。

※ ウェブ手続が困難な場合（通信環境の不具合、メールやスキャンなどウェブ手続に必要な環境が整っていない場合）には、法制契約課物品契約グループ（098-951-3253）まで御連絡ください。

《「那覇市オンライン申請システム」への手続はこちらから ↓》

那覇市オンライン申請システム

② 書類郵送：「申請書及び提出書類」の郵送（対象：申請書類確認表、様式1～5及び書類No.①）

申請書及び提出書類については、個別フォルダー（KOKUYO A4-IFK同等品可）に「6. 提出書類一覧」の順に綴り、作成してください。（下記「個別フォルダーの作成（綴り方）」参照）

ア 個別フォルダーの見出しのある方を右側にし、商号名を記入してください。（フラットファイル不可）

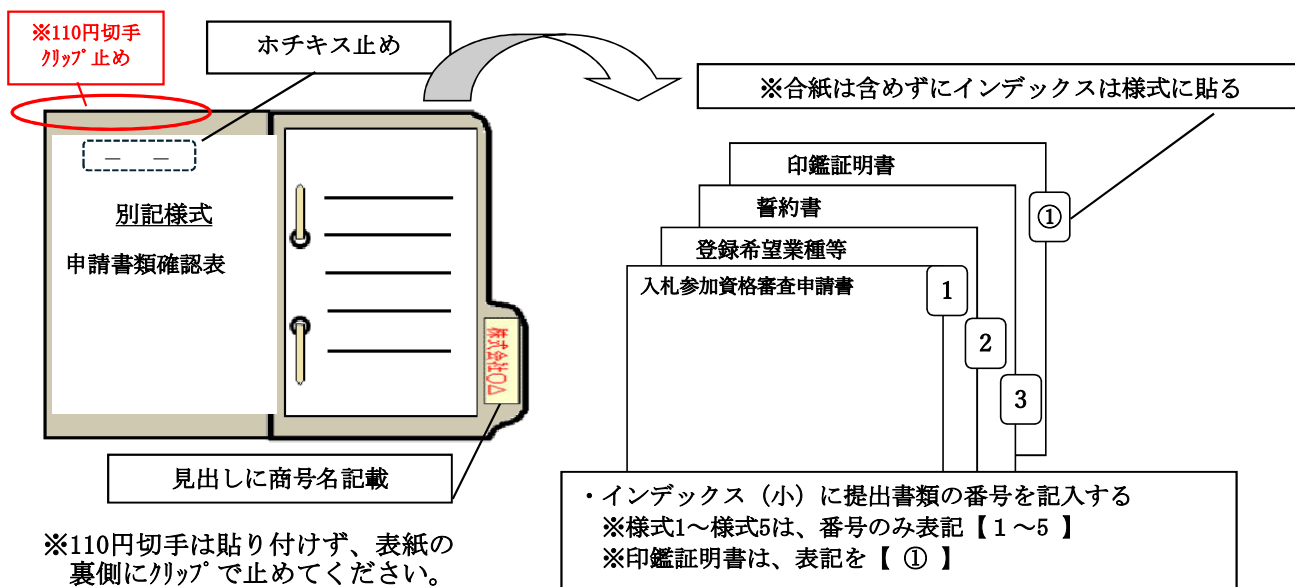
イ 各提出書類には、様式番号（1～5）を記入したインデックスを、印鑑証明書は①と記入したインデックスを貼ってください。

ウ 下記の綴り方のとおり、申請書類確認表（別記様式）を個別フォルダーにホチキスでとめてください。

エ 提出前に様式及び書類が全部揃っていることを「申請書類確認表（別記様式）」で確認し、チェック欄に記入してください。（様式3～5には必要箇所に押印済み確認）

オ 申請内容が不明な場合は、確認をすることがあります。申請内容の確認ができるよう、申請書類の控えは必ず保管しておいてください。

《 個別フォルダーの作成（綴り方） 》



5. 送付先・問合せ先

上記個別フォルダーを作成後、申請書受付期限内に到着（期限最終日必着）するよう下記宛に郵送してください。

なお、「申請内容のPDF」の最終ページに送付先の宛名記載がありますので、切り取って御利用ください。

〒900-8585

沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市 総務部 法制契約課 物品契約グループ宛

《電話》098-951-3253（直通）

《FAX》098-894-8974

【郵送の際の注意事項】

- (1) 封筒の表面には「令和8・9年度 物品購入等入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。
※「申請内容のPDF」から印刷される宛名を切り取って利用する場合には記載不要です。
- (2) 複数の事業者の入札参加資格審査申請書をまとめて郵送する際は、「複数提出用確認リスト」を作成し同封してください。
- (3) 提出書類の未到着等トラブル防止のため、配達記録が残る方法で郵送してください。
（書留類、レターパック等）
※提出書類の到着確認等の電話問合せについては、対応できませんので御了承ください。
- (4) 従来の「はがき」による申請書類の受付証明は、廃止しました。
「那覇市オンライン申請システム」内の『マイページ』で郵送の到達状況を確認できます。

6. 提出書類一覧（※ウェブアップロード又は紙郵送の対象に注意）

※ 提出書類の返却はしません。予め御了承ください。

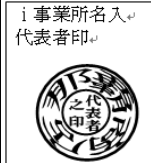
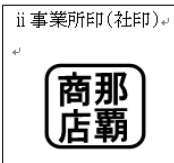
※ チェックシート、様式1～5は、「物品購入等入札参加資格審査申請書類作成フォーム」で送信完了後に出力・保存した「申請内容のPDF」を片面印刷し郵送してください。

※ 「●」は、全ての事業者が提出する書類（下記「提出方法」による。）

「▲」は、該当する事業者のみが提出する書類（下記「提出方法」による。）

「郵送」は個別フォルダーに綴り郵送にて提出する書類

「ウェブ」は、ウェブ手続にて、PDFファイルをアップロードのみする書類（※郵送不要）

様式/書類No.	名称	提出方法	提出の要否		提出書類の説明
			法人	個人	
ウェブ手続完了後に出力される「申請内容のPDF」ファイルから片面印刷（チェックシート、様式1～5）					
チェックシート	申請書類確認表（物品購入等）	郵送	●	●	書類郵送の前に各項目にチェックを入れて確認してください。
様式1	物品購入等入札参加資格審査申請書	郵送	●	●	申請書は押印不要です。
様式2	登録希望業種等	郵送	●	●	業種及び希望順位は、申請書類受付期限後、随時変更ができません。業種の選定及び希望順位については、十分に御検討ください。
様式3	誓約書	郵送	●	●	代表者の実印を押印してください。
様式4	委任状	郵送	●	●	代表者以外の支店長、営業所長等に見積、入札、契約締結、代金請求等の権限を委任する場合は、代表者からの委任状を提出してください。 ※委任者欄 委任者（代表者）の「実印」を押印 受任者欄 様式5の「使用印鑑」を押印
様式5	使用印鑑届	郵送	●	●	見積・契約締結等に使用する印鑑を指定します。 次の「使用印として認められる印鑑」のうち、法人は①～③、個人は④～⑥からいずれか一つを選択してください。 【使用印として認められる印鑑】 ＜ 法人の場合 ＞ ①「実印」 ②「会社の代表者を表す実印以外の印鑑」 ③「委任先の役職（支店長等）を表す印鑑」    ＜ 個人の場合 ＞ ④「ⅰ 事業者名入 代表者印」 ⑤「ⅱ 事業所の印鑑（社印）」＋「ⅲ 個人印（実印）」 ⑥「ⅱ 事業所の印鑑（社印）」＋「ⅳ 個人印（認印）」    
様式6	取引実績（独自様式可）	ウェブ	●	●	令和7年11月1日現在で、過去2年間（令和5年11月～令和7年10月）における取引実績を記入
様式7	設備内容 ※「木工」又は「縫製」の自社製作を希望する場合のみ	ウェブ	▲	▲	対象事業者：次の①又は②を選択する事業者 ①業種04 「木工」－種目01「木工」（自社製作） ②業種09 「衣料品、寝具、染色類」－種目02「縫製」（自社製作）

様式/書類No.	名称	提出方法	提出の要否		提出書類の説明
			法人	個人	
様式8	取扱品名	ウェブ	▲	▲	業種02「普通印刷」、業種03「特殊印刷」のみを希望する業者を除く全事業者 ※取扱品名とメーカー名を記載してください。
様式9	印刷設備明細書 ※様式の変更あり	ウェブ	▲	▲	対象事業者：次の①又は②を希望する事業者 ①業種02「普通印刷」を希望する事業者 ②業種03「特殊印刷」を希望する事業者
様式10	社屋（店舗）の写真等	ウェブ	●	●	社屋の写真は外観及び会社の看板が写っているもの、所在地は地図等を記載・表示してください。 ※委任先がある場合は、本社ではなく、委任先の写真等を提出してください。 ※必要に応じ、実態調査を行う場合があります。
No.①	印鑑証明書（ 原本 ）	郵送	●	●	印鑑証明書は、 原本 を提出してください。 ※最新の内容で、令和7年9月1日以降に発行されたもの ※法人の場合は、法務局発行 個人の場合は、住民登録している市町村発行
No.②	市町村税の納税証明書（滞納のない証明書）（写し可） ※「市町村税」とは、市町村から賦課される全ての税（市町村民税だけでなく、 <u>固定資産税、軽自動車税、その他の市町村で賦課される全ての税</u> ）のことを指します。	ウェブ	●	●	現年度のみではなく、過年度も含めて滞納がない（納期限が到来した未納税額がない）ことを証明する証明書が必要です。 ※令和7年9月1日以降に発行されたもので、 <u>委任先がある場合には委任先の証明書を提出してください。</u> ※「滞納のない証明書」の発行を行っていない自治体（東京23区など）から証明書を取得する場合、直近2年分の納税証明書（市町村で賦課される全ての税）を提出してください。 ※那覇市市民税課へ納税証明書の発行申請をする場合は、次のとおり申請してください。 種 類 納税証明書（滞納のない証明書） 区 分 税額の表示なし 発行日 令和7年9月1日以降
No.③	消費税の納税証明書（滞納のない証明書）（写し可）	ウェブ	●	●	消費税及び地方消費税に未納の税額がない証明になります。（税務署発行） 【法人の場合】 「その3の3」（「その3」も可） 【個人の場合】 「その3の2」（「その3」も可） ※令和7年9月1日以降に発行されたもの ※納税義務のない業者（免税事業者）は、未納税額のない証明（その3）を提出してください。
No.④	財務諸表（写し） ※法人の場合 貸借対照表、損益計算書 ※個人の場合 確定申告書（収支内訳書他）	ウェブ	●	●	・更新業者は直近1年分 ・新規業者は直近2年分（前期・前々期） ※「更新業者」とは、令和6・7年度物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者で、それ以外は「新規業者」となります。 ※財務諸表には事業年度及び商号がわかるようにかがみ（表紙）とともにPDFファイルでアップロードしてください。 ※2年分提出する場合には、各年分ごとにPDFファイルでアップロードしてください。
No.⑤	営業許可証明書等（写し）	ウェブ	▲	▲	登録希望業種又は取扱品に関し、薬品を取り扱う業務等のように許可、認可、届出を要する場合は、許可書等の写しを提出してください。 ※各証明書が基準日（令和7年11月1日）において有効期限内のものを提出してください。 ※証明書等が複数種類ある場合には一つのPDFファイルにまとめてアップロードしてください。

様式/書類No.	名称	提出方法	法人	個人	提出書類の説明
No.⑥	履歴事項全部証明書 (写し可)	ウェブ	●	●	法務局発行 ※最新の内容で、令和7年9月1日以降に発行されたもの ※「現在事項全部証明書」は不可。
個人事業者のみ提出（⑦⑧のどちらも提出が必要です。）					
No.⑦	身分証明書（写し可）	ウェブ	●	●	本籍地の市町村役場発行 ※令和7年9月1日以降に発行されたもの
No.⑧	登記されていないことの証明書（写し可）	ウェブ	●	●	法務局発行 成年被後見人等（被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人）として登記（登録）されていないことを証明するものです。申請については、最寄りの法務局へ問合せください。 ※令和7年9月1日以降に発行されたもの
組合のみ提出（⑨は必ず提出が必要です。）					
No.⑨	組合員名簿	ウェブ	-	-	組合のみ、令和7年度以降の最新の名簿を提出してください。
No.⑩	官公需適格組合証明書（写し）	ウェブ	-	-	経済産業局長又は沖縄総合事務局長の証明書
切手	110円切手 1枚 (認定通知書送付)	郵送	●	●	審査結果（認定通知書）の通知用 ※返信用封筒は不要 ※提出フォルダー（表紙の裏面）にクリップ止めしてください。

※上記以外に、審査のため追加書類の提出を求める場合があります。

7. 入札参加資格審査結果の通知と名簿の登載等

- 審査結果については、令和8年3月初旬に「入札参加資格認定通知書」等を郵送にて通知します。
入札参加資格を有すると認定された者は、有効期間中、認定通知書を大切に保管してください。
※ 入札参加資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日です。
※ 次回の定期受付（令和10・11年度）は、令和9年11月頃の実施を予定しています。
- 審査の結果、入札参加資格を有すると認定された者は、業種ごとに区分して、入札参加資格者名簿に登載し、ホームページへ掲載します。
- 申請に係る文書については、公文書扱いとなり、那覇市情報公開条例（平成26年条例第26号）に基づき当該情報が公開となることもあります。

8. 申請書類提出後及び認定（名簿登載）後の変更届

入札参加資格審査申請を提出した後、申請内容や登録内容に変更があった場合、速やかに変更届（様式1-1）を提出してください。

様式及び提出書類の詳細は、当市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/jigyousyatouroku/buppinkoukokumeibohe.html>

9. その他（電子入札について）

法制契約課において実施する物品の購入等に係る入札手続については、電子入札システムを利用した制限付一般競争入札を実施しています。法制契約課が実施する物品の入札手続に参加する意向のある事業者においては、令和8・9年度那覇市入札参加資格を有する者としての認定と併せ、別途、電子入札システム利用に関する手続がされていることが必要となります。

詳しくは、当市ホームページにて御確認ください。

当市トップページ>産業・ビジネス>事業者登録・入札・契約>那覇市電子入札システム>「マニュアル」
「物品購入に係る電子入札システム導入説明会資料（令和4年4月開催）」

<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/densinyusatu.html>

業種・種目一覧表

業種		種目	種目の具体例
01	事務機、用紙類、文具類、OA機器	1 事務機	複写機、印刷機、シュレッダー
		2 特殊事務機	投票集計機器、投票用紙交付機等
		3 用紙類	再生紙、用紙類、白紙類、ストックフォーム等
		4 文具、事務用品類	文房具、事務用品、封筒、机、椅子、金庫、保管庫等
		5 OA機器	コンピュータ、OA関連機器及び関連消耗品等（カートリッジ等）
		6 ギフト商品	記念品等
		7 コンピュータシステム	システム構築、ソフトウェア販売・開発
02	普通印刷	1 活版印刷	名刺、ハガキ、伝票類等
		2 オフセット	ポスター、チラシ、カタログ、リーフレット、頁物等
		3 軽印刷	小冊子の頁物、チケット、単色刷り等
03	特殊印刷	1 電算用印刷	コンピュータ用連続帳票、OCR納付書等
		2 シール、ラベル、ステッカー等	シール、ラベル、ステッカー等
		3 特殊地図印刷	特殊地図、青写真焼付、マイクロ写真印刷等
04	木工、家具、調度品、装飾品類	1 木工(自社製作)	木製の机、椅子、棚、書庫等の製作
		2 家具、調度品	応接セット、ベッド、リビング及びダイニング家具等
		3 装飾品類	カーテン、ブラインド、カーペット、暗幕、緞帳、じゅうたん等
05	シート、テント類	1 シート	フロアシート、ビニールシート等
		2 テント類	各種テント(運動会、イベント用)
		3 特殊テント	救護所用エアータント等
06	測量機器、工具類	1 測量機器	測量機器等
		2 測定機器	環境測定機器(風向風速計、雨量計等)、各種測定機器等
		3 計量機器	天秤、はかり等
		4 工具類	発電機、溶接機、空圧機器、切削工具、電動工具、作業工具等
07	靴、革製品類	1 靴	革靴、ゴム靴、安全靴、半長靴等
		2 革製品類	カバン、ランドセル、ベルト等
08	図書類	1 図書	図書全般
		2 地図等	住宅地図等
09	衣料品、寝具、染色類	1 衣料品	作業服、制服、雨合羽、帽子等
		2 縫製(自社製作)	作業服、制服等の縫製
		3 寝具、タオル類	布団、毛布、シーツ、タオル等
		4 染色類	旗、のぼり、腕章、ハッピ、Tシャツ、横断幕等
10	印章類	1 印章類	公印、ゴム印、名札、プレート表示板等
11	電気製品類(家電類)	1 家庭電気製品	テレビ、ビデオ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、家庭用クーラー、扇風機、電球、管球等
		2 電気材料	配電器具、安定器等
12	チリ紙、ビニール製品、雑貨、ガラス類	1 チリ紙	板ちり紙、トイレトペーパー、タオルペーパー等
		2 ビニール製品	ごみ袋、ビニール袋等
		3 清掃用品類	箒、モップ、タワシ、バケツ、ゴム手袋、ゴムホース、カマ、軍手、ワックス等
		4 洗剤類	石けん、洗剤、漂白剤、芳香剤、クリーナー等
		5 ガラス類	ガラス、ガラスケース、卓上ガラス等
13	写真類	1 写真類	写真機、フィルム、写真焼付現像等
14	薬品、衛生材料、医療機械器具、理科機械器具類	1 医療用薬品	医療用薬品、検査用薬品、衛生材料(マスク、フェイスシールド等)
		2 家庭用薬品	家庭用薬品、衛生材料(赤ちゃんのおしりふき等)
		3 防疫用薬品	スミチオンDDVP乳剤、殺虫剤等
		4 工業用薬品	活性炭、消石灰、苛性ソーダ、メタノール、キレート剤、スメルダン、脱臭剤、凝集剤、水処理剤等
		5 医療機械器具	医療用機械器具、臨床用機械器具、検査用機械器具、分析機器等
		6 理科機械器具	顕微鏡、分光器、実験台等
		7 保健及び介護器具類	体重測定器、身長測定器、体脂肪計、自動血圧計、車椅子等

業種		種目		種目の具体例
15	農薬、種苗、肥飼料、農機具類	1	農薬	農薬等
		2	種苗	種苗、種子等
		3	飼料	飼料等
		4	肥料	肥料等
		5	農機具類	芝刈機、草刈機、噴霧器、鎌、鍬等
16	車両、付属品の販売及び整備関係	1	軽自動車	軽乗用車、軽貨物車、軽トラック等
		2	小型車	小型乗用車、小型貨物車、小型トラック等
		3	普通車	普通乗用車、普通貨物車、普通トラック等
		4	大型車	大型トラック、バス等
		5	特殊車両	塵芥車、散水車、救急車等、クレーン車、ショベルカー、ブルドーザー等
		6	二輪車	オートバイ、自転車等
		7	付属品販売及び整備関係	タイヤ、バッテリー、カーエアコン等
		8	不用車両	不用車両の買い取り
17	冷暖房器具及びガス器具類、厨房機器類	1	冷暖房器具	ボイラー、業務用クーラー、ストーブ等
		2	ガス器具	ガステーブル、ガスコンロ、ガス炊飯器、ガス給湯器等
		3	厨房機器類	食器洗浄機、食器消毒保管庫、保冷庫、給湯機、調理台等
18	塗料類	1	塗料類	内装、外装用ペイント、防水塗料等
19	楽器類	1	楽器類	ピアノ、オルガン、ギター、バイオリン、管楽器、打楽器、和楽器、大正琴、三味線、マーチング用品、楽譜、レコード、CD音楽ソフト等
20	運動用品類	1	運動用品類	スポーツウェア、トレーナー、運動靴、体育器具等
21	船舶、船具、漁具、漁網類	1	船舶、船具	漁船、ボート、エンジン、発電機、船用機器類、船具全般
		2	漁具、漁網類	漁具全般、ハブクラゲ防止ネット等
		3	潜水器具類	潜水具、潜水用資機材等
22	消防、防災器具類	1	消防自動車	水槽付消防自動車、梯子車、化学消防車等
		2	消火器類	消火器類
		3	防災器具類	警報器、消防ホース、ロープ、防火衣、安全帽、火災報知器、避難及び安全器具等
		4	災害備蓄品	備蓄食料、保存水
23	保育、幼稚園、小・中学校用品類	1	保育用品類	保育用備品、教材等
		2	幼稚園用品類	幼稚園備品、教材等
		3	小・中学校用品類	小・中学校用備品、教材等
24	廃品回収業	1	廃品回収業	スクラップ(鉄屑、非鉄金属屑)等
25	通信機械器具類	1	通信機械器具類	無線電話装置、消防通信司令装置、行政無線装置、衛生通信装置、光通信システム、電話交換設備、各種電話機器、無線機、デジタル電子交換機、監視カメラ、ファクシミリ等
26	視聴覚教材類	1	放送、音響機器類	液晶ビデオプロジェクター、スクリーン、映写機、アンプ、スタジオ撮影システム、放送機器、拡声器等
		2	照明機器類	舞台用照明機器等
27	その他	1	燃料類	石油、灯油、重油、軽油等
		2	看板類	看板等
		3	ナンバープレート類	ナンバープレート
		4	ネット類	防風ネット
		5	工業用ベルト類	コンベアベルト、重耐油平ベルト等
		6	鍵類	鍵
		7	その他(物品)	※種目1～6以外の物品(物品販売に限る。)
28	リース業	1	事務機器類	複写機、ファクシミリ等のリース
		2	情報システム類	コンピュータシステム、パソコン、プリンター等のリース
		3	車両類	軽自動車、小型自動車、普通自動車、特殊車両等のリース
		4	その他(物品)	※種目1～3以外の物品のリース